



# おにぎり通信

2021年3月13日（土曜） 四ツ谷おにぎり仲間

こんにちは！私たちは毎週土曜日に、四ツ谷、銀座、日比谷、秋葉原、日本橋、東京駅周辺で生活されている方々を訪問しているボランティアグループです。大阪地方裁判所が、先月22日に、過去に行われた生活保護費の基準引下げが違法であった、という判決を言い渡しました。引下げの根拠とした物価の数字が、正しく使われていないという判断でした。この判決は、生活保護を受けている人の置かれた厳しい状況をきちんと受け止めたものと言え、生活保護費の水準が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を満たしていないとしています。

新型コロナウイルスの影響が長引き、生活が苦しくなる人が増える中、菅首相は国会で「最後は生活保護がある」と答弁し、厚生労働省は「生活保護の申請は国民の権利である。生活保護を必要とする可能性は誰にでもあるので、ためらわず相談して欲しい」と積極的な利用を勧める姿勢を明らかにしています。今回の判決を踏まえ、生活保護費の水準が、生活を保障できるものとなることが求められます。

福祉行動は、しばらくお休みします。

お困りの方は、おにぎりを配る時に、お声がけください。

病院や生活相談等で、福祉事務所に行くことを希望される方は、おにぎりをお渡しに伺った際に声がけ下さい。毎週土曜日の訪問活動の時に声がけ頂いた場合、翌月曜日に福祉事務所まで同行します。

中央区福祉事務所・中央区築地1-1-1 中央区役所4階

千代田区福祉事務所・千代田区九段南1-2-1 千代田区役所3階



## 【生活保護における扶養照会】

生活保護を申請した人の親や兄弟、子供等の親族に連絡し、援助できるかどうかを問い合わせる「扶養照会」について、先日の通信でお伝えしました。扶養照会は、しなければならないというのではなく、扶養義務のある親族に相談してからでない和生活保護が受けられないといった対応は間違っており、生活保護を申請した人に話を聞いて親族の援助が期待できない場合は扶養照会をしない、というものです。

行き過ぎた扶養照会への批判を受け、このたび、親族の援助が期待できない場合の具体的な例が見直され、以下の通りとなりました。

- 親族が、生活保護を受けている、長く入院している、働いていない（専業主婦等）、70歳以上の高齢者である等
- 親族に借金を重ねている、相続をめぐる対立している、縁が切られている等、関係が大きく悪化している
- 一定期間（例えば10年程度）音信不通である等、親族との交流が途絶えている場合は、関係が大きく悪化しているとみなせる

今回の見直しで、音信不通の期間が「20年間」から「10年程度」に短くなった他、「借金を重ねている」「相続で対立している」等の関係悪化が、援助を期待できない例として加えられており、扶養照会されないで済む可能性が広がっています。今まで親族へ連絡が行くのが嫌で生活保護の申請をためらっていたものの、今回の見直しに当てはまり扶養照会無しで済みそうな方がいれば、生活保護の申請を検討されてみてはいかがでしょうか。

 おにぎりを包むラップや読み終わった通信は、放置せずゴミ箱へ  
 おにぎりは、お1人1個で、その日のうちに召し上り下さい



よつや なかま ちよだくこうじまち せい きょうかい  
四ツ谷おにぎり仲間 千代田区麹町6-5-1 聖イグナチオ教会  
れんらくさき れんらくかのうじかん まいしゅうどうようび ごご じ じ  
連絡先 080-7967-8672 (連絡可能時間 毎週土曜日午後3時～6時)